

平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	4	府省庁名 厚生労働省	
対象税目	個人住民税 事業税 その他（地方消費税、国民健康保険税）		
要望項目名	後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度の創設等に伴う税制上の所要の措置		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 旧老人保健制度、後期高齢者医療制度及び新たな高齢者医療制度</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>① 後期高齢者医療制度の廃止及び新たな制度の創設等に伴い、税制上の所要の措置を講ずるもの。 ② 旧老人保健制度における拠出金に係る国民健康保険税の徴収の期限を後期高齢者医療制度の廃止まで延長するもの。</p>		
関係条文	<p>地方税法第72条の23第2項第1号、第703条の4第1項から第3項まで、第13項から第15項まで及び第21項並びに附則第38条、第38条の2第6号及び第38条の3 地方税法施行規則第1条の13第1項第2号、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第116号）附則第11条</p>		
減収見込額	<p>（初年度） — （ — ） （平年度） — （ — ） （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>・ 民主党マニフェストにおいて「後期高齢者医療制度は廃止し、2013年度から新しい高齢者医療制度をスタートさせます。」とされており、後期高齢者医療制度の廃止及び新たな制度の創設に伴い必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>・ 後期高齢者医療制度は廃止することとしており、現在新たな制度について検討をしているところである。現行の後期高齢者医療制度については、後期高齢者支援金等に要する費用を国民健康保険税として課すことができること等の所要の措置を講じているところであり、同制度の廃止及び新制度の創設に伴い、税制上の所要の措置を講ずる必要があるため。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健づくりを推進すると 施策目標 10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 施策目標 10-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	政策の達成目標	・ 後期高齢者医療制度を廃止し、新たな制度を創設することにより、適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	・ 新たな制度の創設に伴う税制上の所要の措置を講じることにより、適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築することにつながる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	・ 新たな制度の創設に伴う税制上の所要の措置を講じることが、被保険者等の税負担の均衡を図る観点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考えます。

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—